

習志野市まちづくり応援事業提案制度 ～募集要項～

平成30年4月

習志野市 協働経済部 協働政策課

1. 制度の趣旨

市では、公共サービスの担い手の多様化を図り、効率的で質の高い公共サービスの実現を目指しており、企業等が持つ柔軟性と独自のノウハウや資源と市が協力し、事業を行うことで、より良い市民サービスの提供につながると考えております。

このようなことから、企業等で行っている地域に密着した社会貢献活動を活かした取組みを募集するものです。

2. 募集する提案

企業などの社会貢献活動として、より良い市民サービスの提供につながる事業。ただし、市の財政措置を伴わないものとする。

ノウハウの提供、場の提供、資源の提供など

例) 講座の開催、施設の貸出し、ボランティアの派遣、地域の祭りや行事などへの協賛、市民活動団体への支援など

※提案を御検討している場合は、協働政策課にお問い合わせください。

3. 募集する提案の要件

提案していただく事業は、次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とするもの
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
- (4) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職にある者(候補者を含む。)若しくは政党を推薦し、又はこれに反対することを目的とするもの
- (5) 国、地方公共団体、その他の団体から助成、補助又は委託を受けている事業
- (6) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (7) 公序良俗に反する事業

4. 提案者の要件

【市民活動団体、NPO 法人など】

- (1) 提案事業を市内で実施できる正会員5人以上の市民団体であること。
- (2) 定款(規約、会則等)を有し、会計処理が適正に行なわれている団体であること。ただし、新設の団体にあつては、このことが見込まれること。
- (3) 次の①～⑤に該当しないこと

【企業、学校法人など】

- (1) 会社更生法(平成14年法律第154号)による再生手続中又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続中でないこと
- (2) 市から指名停止処分を受けていないこと
- (3) 直近1年間の市税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと
- (4) 次の①～⑤に該当しないこと

- ① 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする団体
- ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体
- ③ 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職にある者(候補者を含む。)若しくは政党を推薦し、又はこれに反対することを目的とする団体
- ④ 習志野市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条の暴力団及び暴力団員等の統制下にある団体
- ⑤ 無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項及び第8条第1項に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体

5. 応募方法

随時、募集をしています。

事業を提案していただく前に、事前協議が必要となります。

まちづくり応援事業提案事前協議申込書(第1号様式)及び団体調書(第2号様式)を電子メール、FAX、郵送又は持参のいずれかの方法により、協働政策課に提出してください。

事前協議後に提案書類を提出していただきます。

6. 提案書類の提出

事前協議結果を踏まえ、正式提案となります。

以下の書類を提出してください。

- ①まちづくり応援事業提案書(第3号様式)
- ②事業計画書(第4号様式)
- ③団体調書(第2号様式)
- ④団体の定款、規則、会則等
- ⑤役員、会員名簿
- ⑥前年度活動報告書
- ⑦前年度収支決算書
- ⑧誓約書(第5号様式)

7. 提出・問合せ先

協働経済部 協働政策課 市民協働推進係

T E L:047-407-3185

F A X:047-453-5578

E-mail:kyodo@city.narashino.lg.jp

住 所:〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号

8. 提案から実績報告までの流れ

事前協議の 申込み

- ・ まちづくり応援事業提案事前協議申込書(第1号様式)及び団体調書(第2号様式)を提出してください。

所管課の 決定

- ・ 担当部署の確認を行い、所管課を決定します。

事前協議

- ・ 団体、所管課及び協働政策課で、実施に向けた協議を行います。
- ・ 協議の結果、正式提案に至らない場合もあります。

正式提案

- ・ 事前協議の結果を踏まえ、提案書を作成してください。
- ・ まちづくり応援事業提案書(第3号様式)の他、必要書類等の提出が必要となります。

事業実施の 決定

- ・ 市民協働事業として実施することが適当であるか決定し、習志野市まちづくり応援事業提案受入結果通知書(第6号様式)を送付します。

協定の締結

- ・ 団体と市で、基本的事項、具体的な事業内容及び個人情報保護の遵守等を定め、協定を締結します。
- ・ 希望団体には、まちづくり応援事業実施証明書を発行します。

事業の実施

- ・ 実施計画に従い、団体と市が協力して事業を実施します。

実績報告

- ・ 事業実施団体は、事業完了後30日以内又は事業実施年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書の提出をします。
- ・ 事業実施団体及び市所管課相互に評価を実施します。

9. 事業実施の決定について

提案のあった事業については、市民協働事業として実施することが適当であるか決定し、習志野市まちづくり応援事業提案受入結果通知書(第6号様式)を送付します。

10. 協定の締結について

市民協働事業として採択された事業については、事業実施団体と市で、基本的事項、具体的な事業内容及び個人情報保護の遵守等を定め、協定を締結します。

なお、事業実施団体の希望により、市民協働事業実施団体証明書を発行します。

11. 情報公開について

受け入れ事業については、市のホームページに実施状況等を掲載します。

12. 提案事業の継続について

事業評価を踏まえ、次年度以降も事業を継続する場合は、団体、所管課及び協働政策課で協議をし、再度、協定を締結します。

13. その他

- ・提案に係る一切の費用については、提案者の負担となります。
- ・提出いただきました書類は、返却しません。

(第1号様式)

まちづくり応援事業提案事前協議申込書

年 月 日

習志野市長 宛て

団体名: _____

代表者名: _____

所在地: _____

習志野市まちづくり応援事業提案制度により、下記のとおり事業提案の事前協議を申込みます。

記

事業名	
事業概要	

(第2号様式)

団 体 調 書

1 団体名	(ふりがな)	
2 代表者名	(ふりがな)	
3 団体の所在地	〒	
	電 話	
	F A X	
	E-mail	
4 担当者名・ 連絡先	氏 名	(ふりがな)
	連絡先	〒
	電 話	
	F A X	
	E-mail	
5 業種		
6 設立年月		
7 主な事業・ 活動内容		

(第3号様式)

まちづくり応援事業提案書

年 月 日

習志野市長 宛て

団体名: _____

代表者名: _____

所在地: _____

習志野市まちづくり応援事業提案制度により、下記のとおり事業提案します。

記

事業名	
事業概要	
事業担当課	

(第4号様式)

事業計画書

団体名: _____

事業名	
事業実施内容	
市の役割	
事業工程	

(第5号様式)

宣誓書

習志野市長 宛て

年 月 日

団体名: _____

代表者名: _____

当団体は、下記の全ての事項に該当しないことを宣誓します。

記

- ① 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする団体
- ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体
- ③ 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職にある者(候補者を含む。)若しくは政党を推薦し、又はこれに反対することを目的とする団体
- ④ 習志野市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条の暴力団及び暴力団員等の統制下にある団体
- ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- ⑥ 市税、法人税、消費税、地方消費税その他の税を滞納している団体

(第6号様式)

習志野市指令 第 号
年 月 日

様

習志野市長

習志野市まちづくり応援事業提案受入結果通知書

年 月 日付けで申請のあった習志野市まちづくり応援事業について、
次のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 事業名
2. 受入結果
3. 事業担当課